いよいよ登録申請スタート!

すべての事業者が知るべき 『インペイス制度』が よくわかる!GUIDE BOOK

■ インボイス制度とは

- ◎事業者登録が基礎
- ◎免税事業者はどうなる?

7

売手の立場

- ◎まずはe-Taxで事業者、録
- ◎インボイス発行はどうする

3

買手の立場

- ◎仕入税額控除にはインボ
- イスが必要
- ◎どのように保存する?







はじめに

消費税は、令和5年10月1日に、事業者登録制度を基礎とするインボイス制度に移行します。令和3年10月1日には、登録申請の受付が開始しました。

消費税は、事業者が行う売上げに課税し、仕入税額控除によって税の累積を排除する仕組みですから、売上税額と仕入税額とは車の両輪の関係にあり、そのいずれもが正しく把握されてこそ、納付すべき消費税額の適正な算定が可能となります。

インボイス制度では、仕入税額控除の要件が大きく変わります。制度を正しく理解して、来るべき日に備えなければなりません。本冊子は、インボイス制度をわかりやすく解説しています。

CONTENTS

I	インボイス制度とは	3	買手の立場としての準備	17
	1. インボイス制度は事業者登録が基礎 2.インボイスとは何か	ă	、 長簿とインボイスの保存が 位 入税額控除の要件	17
	3. 電子インボイスとは何か	6	2 た 薄とインボイスの保存期間	17
	4.インボイス制度導入に当たっての準備	7	3.インボイスの保存がなくても仕入税額控除か きる特例がある	ე; 18
II	売手の立場としての準備	8	4、写月支払う ょ賃に ついてもインボイスの	
	1.登録の手続きはいつ行うか	8	保 が <i>女</i> なる	18
	2.登録情報は公表される	10	5.共同事 ^を 所の家賃はインボイスのコピーと 明細書の、存で対応することができる	19
	3.免税事業者は課税事業者を選択して 登録するべきか	10	6.紙のインボイスを交付された場合の 保存はどうするか	19
	4.登録事業者にはインボイス交付の義務があ	る 13	7.電子インボイスを提供された場合の 保存はどうするか	19
	5.小売業等は簡易インボイスでかまわない	14	8.買手が仕入明細書を作成している場合は	
	6.インボイスに記載する消費税額等の端数処			19
	7.インボイスの交付方法はどうするか 〜紙かデータか〜	14	9.仕入れ先が免税事業者である場合はどうする	か 20
	8.インボイスの保存方法はどうするか 〜紙かデータか〜	15	10.簡易課税制度では帳簿及び インボイスの保存は不要	20
	9.偽インボイスには1年以下の懲役又は		IV 申告書に記載する税額の計算方法	21
	50万円以下の罰金	15	1.売上税額の計算方法	21
	10.間違ったインボイスを交付してしまったら どうするか	16	2.仕入税額の計算方法	22

【 インボイス制度とは

1. インボイス制度は事業者登録が基礎

諸外国の付加価値税では、インボイスをもとに納税額を計算するインボイス制度が広く採用されています。日本 も、令和元年の軽減税率の導入を機に、インボイス制度に移行することとなりました。

インボイス制度は、「適格請求書等保存方式」として、軽減税率の導入から4年後の令和5年10月1日に開始します。

適格請求書等保存方式は、インボイスを発行する事業者を国税庁に登録する適格請求書発行事業者登録制度 を基礎としています。登録事業者(適格請求書発行事業者)には、登録番号を記載したインボイスを交付し、その 写しを保存する義務があります。

仕入れをした事業者においては、登録事業者から交付を受けたインボイスを保存することが仕入税額控除の要件となります。免税事業者や消費者は、**登録することができない**ため、これらの者からの課税仕入れは、**仕入税額控除の対象となりません。**理行制度とく違いは、この点が大きいといえます。

区分	区分記載請 ^ポ ュ等保存方式 【令和5年9月 ^セ ょで】	適格請求書等保存方式(インボイス制度) 【令和5年10月1日以後】
	事業者登録制度なし	事業者登録制度あり
登録制度	免税事業者からの課税仕入れ、仕入れ額控 除の対象	税事業者からの課税仕入れは仕入税額控除 対象とならない(6年間は経過措置あり)
	・売手に請求書等の交付義務なし ・免税事業者も交付可 ・不正交付の罰則なし	・売 にインボイスの交付義務あり 元税事業者・未登録事業者は交付不可 ・不正交付の 川泉 あり
請求書等	データで受け取った請求書等は不可 (消費者向け電気通信利用役務の提供を除く)	電子インボイスの授受と保存可
	税込3万円未満の取引等に、請求書等の保存 不要の取扱いあり	売手の交付義務が免除される取引等に、イン ボイス保存不要の取扱いあり
帳 簿	買手に帳簿の保存義務あり	

2.インボイスとは何か

インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、現行の請求書等の 記載事項に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」が追加された書類やデータをいいます。

正式な名称は、「適格請求書」、「適格簡易請求書」、「適格返還請求書」とされています。また、これらの書類の 交付に代えて、その記載事項に係るデータ(電子インボイス)を提供することもできます。

(1)適格請求書

「適格請求書」とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます。適格請求書に様式の定めはなく、適格請求書という名称を付ける必要もありません。また、手書きであってもかまいません。

請求書、納品書、領収書、レシート等、その名称を問わず、記載事項を満たしているものは、適格請求書に該当します(赤字の部分は、現行制度からの追加事項)。

適格請求書の記載事項

- ① 売手の氏名(名称)及び登録番号
- ② 取引を行った年月日
- ③ 取引の内容(軽減税率の対象にはその旨)
- ④ 対価の額の合計額(税抜き 税込み、税率ごとに合計)及び適用税率
- ⑤ 消費税額等(消費税額及 地方 費税額の合計額、税率ごとに合計)
- ⑥ 買手の氏名(名称)

■登録番号の構成

登録番号の構成は、「T」+ 数字 13 桁 (): T 123/5 390123) です。

法人は、マイナンバー法によって付番された、人番 が数 よい 桁の部分となります。個人事業者はマイナンバーを使用しないで、新たな番号が付番されます。

区 分	法人番号を有する者	法人番号を有しない者 (個人事未考、人格のない社団等)
登録番号	「T」+ 法人番号	「T」+ 数字13桁 マ ナンバー(個人番号)は用いない

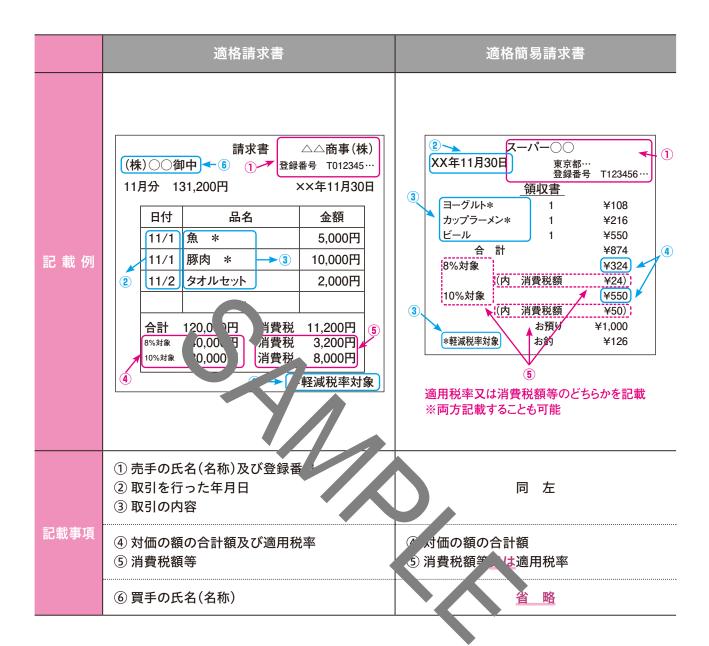
登録番号の表記は、半角・全角を問いません。

(2)適格簡易請求書

登録事業者が、小売業や飲食店業等の不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う事業を行う場合には、「適格請求書」に代えて「適格簡易請求書」を交付することができます。

適格請求書は「適用税率」及び「消費税額等」を記載事項としていますが、適格簡易請求書では「適用税率」又は「消費税額等」のいずれかを記載すればよいとされています。また、「買手の氏名(名称)」は、省略することができます。

適格請求書及び適格簡易請求書の記載例を示すと、次のようになります。



現在、小売業のレシートには、「適用税率」及び「消費税額等」の両方が記載されているのが一般的です。インボイス制度における適格簡易請求書にも、その両方を記載することに問題はありません。

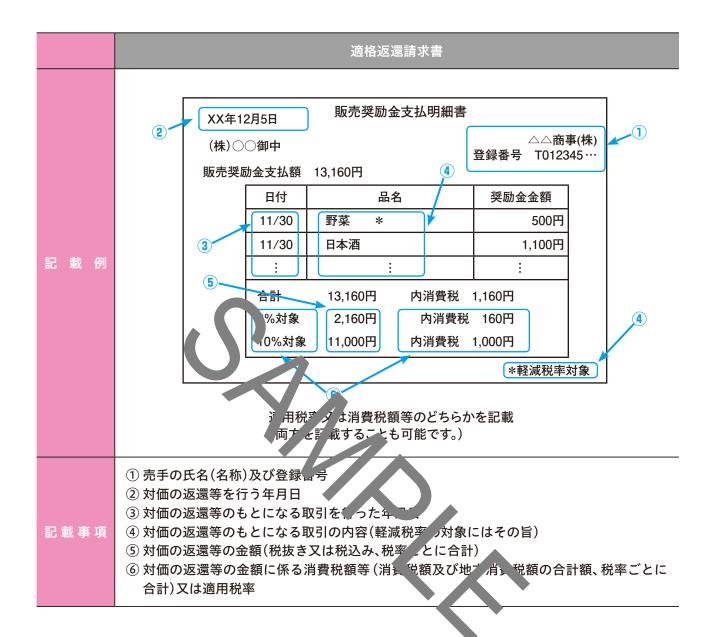
したがって、適格簡易請求書のメリットとしては、「買手の氏名(名称)」の記載を省略することができる点が大きいでしょう。小売店等においては、顧客の氏名等を確認することなく、レジスターが発行するレシートを適格簡易請求書として交付することができます。

適格簡易請求書は、国税庁のパンフレット等において「簡易インボイス」と呼ばれています。

(3)適格返還請求書

登録事業者は、課税売上げについて値引きや割戻しといった対価の返還等を行った場合には、次の事項を記載 した「適格返還請求書」を交付しなければなりません。

適格返還請求書の交付に代えて、その記載事項に係るデータを提供することもできます。



3. 電子インボイスとは何か

(1)紙以外のデータの提供

現在、電子インボイスを提供する方法として、次のようなものが想定されています。

- ① 光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供
- ② EDI取引における電子データの提供
- ③ Eメールによるデータの提供
- ④ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供

つまり、請求書の PDF ファイルを Eメールに添付して送信すれば、それは、電子インボイスの提供をしたということになります。

※ EDI (Electronic Data Interchange) 取引とは、通信回線を介して、商取引に関連するデータをコンピュータ間で交換する取引等をいいます。

(2)電子インボイスの標準仕様の策定

ただし、事業者間で標準化されたインボイスデータを受け渡しして、バックオフィス業務とシームレスに連携する 構想が現実のものとなりつつあります。

令和2年7月、電子インボイスの標準仕様を策定・実証し、普及促進させることを目的として、「電子インボイス推進協議会」 E-Invoice Promotion Association: EIPA (エイパ) が設立されました。 EIPA は、国内ベンダー等128社・8人(令和3年9月22日現在)を会員とする組織であり、内閣官房IT総合戦略室と連携し、国内の事業者が共通的に使える電子インボイス・システムの構築に向けて、国際標準規格「Peppol (ペポル)」をベースとする電子インボイスの日本標準仕様を策定することを決定しました。 令和4年秋にはユーザーがシステム運用をできる状態にすることを目指し、会員各社は、中小事業者も利用できる低コストでの提供を想定して、その標準仕様に対応する製品の開発に向けた作業を進めています。

また、令和 3 年 9 月 1 日に発足したデジタル庁は、電子インボイスの標準仕様の管理者となり、関係府省庁と 連携の上、業務ソフト等の普及を推進するものとしています。

4.インボイス制度導力に当たっての準備

インボイス制度では、登録事業 かぶ行 たインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。インボイスは、仕入れをする事業者にとっては納付利額をディブための金券ともいえ、売手には、適正なインボイスを交付し、その写しを保存することが求められます。

買手は、取引ごとに確実にインボイスの交付を受け、くりを保存するオペレーションを整える必要があります。

売手の事前準備

- ●登録事業者の申請(R3.10.1開始、原則としてR5.3.31まで)
- ●インボイスの交付方法と保存方法の決定
- ■レジや経理・受注システムなどの改修
- ●取引先に、登録番号とインボイスの交付方法を連絡
- ●社員研修の実施

R5.10.1

インボイス制度開始

インボイスの交付と 写しの保存

買手の事前準備

- ●仕入れ先が登録していない場合の対応の検討
- ●インボイスの保存方法の検討
- ●経理・発注システムなどの改修
- ●取引先に、事業者登録の有無、インボイスの様式と受領方法を確認
- ●社員研修の実施

R5.10.1

インボイス制度開始

帳簿とインボイスを保存して 仕入税額控除